

## (3) 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審

以下の「運輸安全マネジメント評価報告書」の提出が必要です。

●判断基準

過去2年間（2023年7月2日～2025年7月1日）に実施された、国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価

●提出書類

運輸安全マネジメント評価報告書

●確認内容

- ① Ref.No ② 評価日 ③ 事業者名称及び代表者氏名 ④ 「署名：評価チームリーダー」

<イメージ>

The diagram shows a form titled "運輸安全マネジメント評価報告書" (Transport Safety Management Evaluation Report). It includes fields for Ref.No., evaluation date (evaluated by year, month, and day), business name, and representative name. It also has sections for the evaluator's name and signature, and a signature field for the evaluation team leader. Callouts point to these specific fields with their corresponding numbers from the confirmation list.



安全マネジメント評価第三者認定機関

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/thirdparty.html>

### 対象外

● 「国土交通省が行う運輸安全マネジメント評価」

国土交通省が行う運輸安全マネジメント評価は、国交省が事業者を選定し行う事業であり、事業者自らが行う取り組みではないため、「安全性に対する取組の積極性」の評価対象とはなりません。あくまでも上記の第三者認定機関が行う「安全マネジメント評価」が対象となります。

● 「運輸安全マネジメントセミナー」

国土交通省が認定した「運輸安全マネジメント認定セミナー」の受講は、グループ1-(2)で評価する内容となります。誤ってこの項目に資料添付をしないように注意してください。

● 「運輸安全マネジメントの取組そのもの」

事業所内での「運輸安全マネジメント」の実施に係る取組については、評価項目Ⅰ. 「安全性に対する法令の遵守状況」で評価する内容となります。評価項目Ⅲ. 「安全性に対する取組の積極性」の当該項目における評価対象ではありません。